

平成 2 9 年 度 版

# 事 業 概 要

( 平 成 2 8 年 度 実 績 )

三重県障害者相談支援センター

# 目 次

第1	概要	1
1	沿革	
2	名称・所在地・建物配置図等	
3	所管区域	
4	組織及び職員配置	
第2	業務内容	7
1	総務課	
2	知的障害者支援課	
3	身体障害者支援課	
4	地域支援課	
第3	平成28年度業務実績	15
1	総務課	
(1)	身体障害者手帳の交付事務処理件数	
(2)	年度別身体障害者手帳交付事務処理件数	
(3)	身体障害者手帳交付者数	
(4)	身体障害者福祉法第15条指定医師	
(5)	市町別療育手帳交付事務処理件数	
(6)	年度別療育手帳交付事務処理件数	
(7)	療育手帳交付者数	
2	知的障害者支援課	
(1)	年度別相談人員の推移	
(2)	相談形態割合	
(3)	相談判定処理状況	

- (4) 市町別相談判定状況
- (5) 男女別年齢別相談件数
- (6) 男女別程度別相談件数
- (7) 生活活動状況別相談割合
- (8) 地域支援の状況
- (9) 研修の状況

### 3 身体障害者支援課

- (1) 相談業務
- (2) 判定業務
- (3) 判定等実施状況
- (4) 判定依頼件数の過去5年間の推移
- (5) 来所・巡回別実施判定依頼件数の過去5年間の推移
- (6) 判定依頼状況の過去5年間の推移
- (7) 更生医療の判定件数
- (8) 補装具判定の状況
- (9) 研修の状況
- (10) 市町等に対する専門的な技術的助言・指導等の業務
- (11) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

### 4 地域支援課

- (1) 相談支援事業
- (2) 相談支援体制整備・強化及び地域の協議会支援
- (3) 人材育成支援事業
- (4) 障害者虐待防止・権利擁護事業

## 第1 概要

三重県身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条第1項及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項の規定に基づき三重県が設置した行政機関です。

身体障害者更生相談所は、市町における身体障がい者の更生援護の実施にあたり専門的な知識・技術を必要とする医学的、心理学的、職能的判定を行うとともに、補装具の処方及び適合判定を行うほか、更生援護に関する市町相互間の連絡調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助を行い、また身体障害者手帳の交付を行っています。

また、知的障害者更生相談所は、市町における知的障がい者の更生援護の実施に関し、専門的な知識や技術を要する医学的、心理学的、職能的判定を行うとともに、市町間の連絡及び調整、情報の提供、専門的な知識及び技術を必要とする相談・指導を行い、また療育手帳の判定及び交付を行っています。

本県では、この身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所は、障がい当事者への相談支援の充実にに向けた機能強化を主たる目的として平成21年4月1日に統合され、障害者相談支援センターとなりました。

なお、統合により当センターに新たに設置した「地域支援課」において、障がい者相談支援体制強化事業及び人材育成事業を本庁から移管・実施するとともに、各障害保健福祉圏域に設置されている「相談支援センター」の機能の充実にに向けた支援や、「協議会」の活性化を図る地域支援を行っています。

さらに、平成24年10月に障害者虐待防止法が施行され、この法律により県は「障害者権利擁護センター」としての機能を果たすことが義務付けられました。そこで障害者相談支援センター内に「三重県障害者権利擁護センター」を設置しました。

### 1 沿革

#### (1) 身体障害者更生相談所の沿革

昭和27年10月 三重県民生部厚生課内に設置

昭和30年6月 三重県身体障害者更生指導所（津市藤方2283-1）  
の設置に伴い移転

昭和60年4月 三重県身体障害者総合福祉センター（津市一身田  
大古曾670番地2）の整備に伴い、同センター内に  
移転

平成 21 年 4 月 1 日 「障害者相談支援センター」（津市一身田大古曾 670 番地 2）として身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所が統合

(2) 知的障害者更生相談所の沿革

昭和 35 年 7 月 1 日 三重県身体障害者更生指導所（津市藤方 2283-1）内に併置

昭和 39 年 4 月 1 日 精神薄弱者更生施設「三重県樹心寮」（津市城山 1 丁目 12-2）内に移転・併置

昭和 46 年 7 月 1 日 三重県中央児童相談所（津市鳥居町 258）内に移転・併置

平成 2 年 4 月 16 日 三重県中央児童相談所の庁舎新築（津市一身田大古曾字雁田 694-1）に伴い移転

平成 11 年 4 月 1 日 知的障害者更生相談所と知的障害者更生施設「三重県樹心寮」を統合し、「知的障害者福祉センターはばたき」（津市城山 1 丁目 12-2）を整備、移転

平成 18 年 4 月 1 日 更生施設部門が平成 17 年度末をもって休止したことに伴い、名称が知的障害者更生相談所に変更

※ 更生施設部門は平成 19 年 4 月から民営の施設として運営

平成 21 年 4 月 1 日 「障害者相談支援センター」として、身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所が統合され、三重県身体障害者総合福祉センター（津市一身田大古曾 670 番地 2）内に移転

## 2 名称・所在地・建物配置図等

- ・名称 三重県障害者相談支援センター
- ・所在地 〒514-0113 三重県津市一身田大古曾 670 番地 2  
TEL 059-236-0400 (総務課)  
059-232-7531 (知的障害者支援課)  
059-232-7356 (身体障害者支援課)  
059-236-0403 (地域支援課)  
FAX 059-231-0687  
E-mail [shogaic@pref.mie.jp](mailto:shogaic@pref.mie.jp)  
HP <http://www.pref.mie.jp/SHOGAIC/HP/>

### ・案内図



交通：JR一身田駅から徒歩約10分

津駅西口からバス（夢が丘団地行き）「身体障害者総合福祉センター前」

「人権センター口」からは徒歩約3分

・建物配置図等（三重県身体障害者総合福祉センター）

※ 三重県障害者相談支援センター使用部分



※ 配置については、一部変更される場合があります。

※ 三重県身体障害者総合福祉センター（平屋建て）

敷地面積 66,417.71 ㎡

建物延べ面積 8,172.30 ㎡ (396.235 ㎡)

( ) は、三重県障害者相談支援センターの面積【玄関等共用面積を除く】

### 3 所管区域

三重県全域

(9 障害保健福祉圏域)

14 市 15 町



平成 29 年 4 月 1 日

地域名	総数	男	女	人口比率	世帯数	世帯比率	範囲
桑名	217,466	107,455	110,011	12.1%	83,345	11.5%	桑名市・いなべ市・桑名郡・員弁郡
四日市	376,258	187,136	189,122	20.9%	154,855	21.3%	四日市市・三重郡
鈴鹿	245,873	122,290	123,583	13.7%	98,818	13.6%	鈴鹿市・亀山市
津	277,493	134,588	142,905	15.4%	115,466	15.9%	津市
松阪	208,652	100,011	108,641	11.6%	81,263	11.2%	松阪市・多気郡
伊勢	238,266	112,152	126,114	13.2%	95,827	13.2%	伊勢市・鳥羽市・志摩市・度会郡
伊賀	166,790	80,612	86,178	9.3%	64,917	8.9%	名張市・伊賀市
尾鷲	33,042	15,323	17,719	1.8%	15,634	2.2%	尾鷲市・北牟婁郡
熊野	36,233	16,679	19,554	2.0%	16,687	2.3%	熊野市・南牟婁郡
合計	1,800,073	876,246	923,827	100.0%	726,812	100.0%	



#### 4 組織及び職員配置（平成 29 年 4 月 1 日現在）

所 長（事務）		1 名
総 務 課	課長（事務）	1 名
	事務	4 名
	業務補助職員	2 名
知的障害者支援課	課長（事務）	1 名
	ケースワーカー （事務 2 名、技術 1 名）	3 名
	心理判定員	4 名
	医師（非常勤嘱託）	1 名
身体障害者支援課	課長（事務）	1 名
	看護師	2 名
	医師（非常勤嘱託）	9 名
地域支援課	課長（技術）	1 名
	事務	4 名
	技術	1 名

#### 【再掲】

事務吏員	1 4 名
技術吏員	1 1 名
業務補助職員（事務）	2 名
兼務医師	1 名
嘱託医	1 0 名

## 第2 業務内容

### 1 総務課

(1) 身体障害者手帳の交付業務

平成18年度から身体障害者更生相談所で交付事務を行っています。

(2) 身体障害者福祉法第15条第1項医師の指定業務

(3) 療育手帳の交付業務

平成18年度から児童分を含めて知的障害者更生相談所で交付事務を行っています。

(4) その他庶務、経理業務

### 2 知的障害者支援課

知的障害者福祉法第12条、同施行令第1条、厚生労働省社会・援護局保健福祉部長通知（平成15年3月25日、障発0325002号）により以下の業務を行っています。

- ・ 市町の更生援護の実施に関し、市町相互間の連絡及び調整、市町に対する情報提供その他必要な援助（市町が施設入所させて更生援護を行い、又は更生援護を行うことを委託する措置に係るものに限る。）
- ・ 知的障がい者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導業務
- ・ 18歳以上の知的障がい者の医学的、心理学的判定
- ・ 障害者総合支援法に基づき、自立支援給付の支給決定に際し意見を述べ、また、技術的事項について協力並びに援助
- ・ 本人若しくはその保護者及び市町から求めがあった時や、その他必要があると認められた時は、知的障がい者の福祉を図るために必要な事項を記載した判定書を交付

(1) 相談・判定

知的障がい者の生活全般にわたり、市町を通じて本人、家族その他からの相談に応じ、医学的及び心理学的判定等を行い、その福祉に寄与するために必要な支援を行っています。

## ① 実施方法

### ア 来所相談

障害者相談支援センターにおいて、対象者に関する各種相談を受け、必要に応じて心理学的判定等を実施しています。

### イ 巡回相談

障害者相談支援センターから遠隔地である等の事情により、年間計画を立てて居住市町等へ出向き、相談、判定に応じています。

## ② 相談内容

### ア 施設相談

障害者支援施設等への入所、通所利用に関する相談

### イ 職親委託相談

生活指導及び技能習得訓練等を受けるための職親委託に関する相談

### ウ 職業相談

職業に就かせることについての相談又は職業安定所等への紹介の相談

### エ 医療保健相談

医療又は保健指導等の相談及び医療保健施設等への紹介依頼の相談

### オ 生活相談

生活保護法の適用等経済的問題に関する相談及び日常生活上の悩みや不適応行動、余暇活動等に関する相談

### カ 教育相談

特別支援学校高等部等の学校教育や卒業後の進路に関する相談のほか、家庭における教育等に関する相談

### キ 療育手帳相談

療育手帳に関する相談

### ク その他の相談

ア～キのいずれにも該当しない相談

## ③ 判定内容

### ア 医学的判定

精神医学的診断に基づき判定を行ったもの

### イ 心理学的判定

心理学的諸検査及び観察等により心理学的判定を行ったもの

ウ 職能的判定

動作能力、作業素質及び生活環境等により適職の判定を行ったもの

エ その他の判定

ア～ウのいずれにも該当しない判定

④ 判定書等の交付

相談、判定の結果について、市町あてに判定・意見書を交付し、市町が実施する援護について専門的技術的支援を行っています。また、知的障がい者の生活の安定、向上を図るため、社会保障上の制度活用に関する各種証明書等を交付しています。

(2) 地域支援

① 市町等地域支援

地域の協議会（知的障がい部会等）に出席し、困難事例等に対する支援検討、関係機関によるネットワーク構築のための協議等を行うほか、必要に応じて助言や提案を行っています。

② 入所調整

知的障がい者の施設入所希望に関する情報の集約及び入所待機者名簿の管理、施設の入退所状況のとりまとめを行い、市町相互間の連絡調整及び市町、施設に対する情報の提供等を行っています。

③ 行動観察事業

地域生活において何らかの不応や支援上の困難性を抱えた在宅等の知的障がい者に対し、一時的に入所施設（障害者支援施設「城山れんげの里」）を利用して行動観察を行い、再度地域での生活が可能となるように支援しています。

(3) 関係機関への支援

・三重県地域生活定着支援センター

知的障がい者を有するため、又は知的障がい疑われるために福祉的な支援を必要とする矯正施設及び更生保護施設等の退所予定者又は退所者のうち、18歳以上の者で援護を実施する市町が定まっておらず、判定を受けることを同意している者について、三重県地域生活定着支援センターの依頼により、社会復帰及び地域生活への定着支援に資するよう知的障がいの判定を行っ

ています。

#### (4) 研修

地域生活支援の視点で、市町職員をはじめとする知的障がい者支援従事者に対して研修を行い、資質の向上を図っています。

### 3 身体障害者支援課

身体障害者福祉法第 11 条、同施行令、同施行規則、厚生労働省社会・援護局保健福祉部長通知（平成 15 年 3 月 25 日、障発 0325001 号）により以下の業務を行っています。

- ・ 身体障がい者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導業務
- ・ 身体障がい者の医学的、心理学的及び職能的判定並びに補装具の処方及び適合判定業務
- ・ 市町が行う援護の実施に関し、市町に対する専門的な技術援助及び助言、情報提供、市町相互間の連絡調整、市町職員に対する研修、その他必要な援助並びにこれらに付随する業務
- ・ 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定業務

#### (1) 相談・判定

身体障がいのある人や家族などからの求めに応じ、その援護の実施機関である市町からの依頼を受けて、特に専門的な知識や技術を必要とする事項について、相談支援を行うとともに、医学的、心理学的及び職能的判定に基づいて、総合的判定を行っています。

具体的な業務の内容は以下のとおりです。

(ア) 身体障がい者の更生医療に係る相談及び判定

(イ) 補装具の処方及び適合判定

(ウ) 施設利用及びその他身体障がい者の更生援護のための各種相談

#### (2) 地域支援

身体障がいのある人が地域の中で充実した生活を送ることができるよう、市町等が実施する援護について専門的技術的援助を行うとともに、市町、サー

ビス提供者等の関係機関と連携し、生活支援体制の充実を図るなど、地域福祉の推進に寄与します。

具体的には、三重県内の障害者支援施設（旧療護施設）への入所について、サービスを受ける必要性の高い入所希望者に優先的に入所していただくため、入所に関する手続き及び基準を明示し、それに基づいて各施設が「入所基準」を策定・運用しています。

重症心身障害者については、療養介護（三重病院）の利用（入所）を希望する18歳以上の者を対象に利用調整を実施しています。

また、特別支援学校が開催する進路懇談会に出席し、学校、市町、地域生活支援センター職員等に助言・指導等を行います。

### (3) 調査研究・研修

身体障がいに関する調査及び情報収集、啓発及び関係機関職員等への研修を実施します。

### (4) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

保険医療機関、保健薬局などからの申請により、育成医療、更生医療を担当する指定自立支援医療機関を指定します。

## 4 地域支援課

障害者総合支援法第78条の規定により以下の業務を行っています。

- ・障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な専門性の高い相談業務及び相談支援体制の充実に向けた取組
- ・障がい福祉サービス、相談支援を行う者に対する研修
- ・障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会充実に向けた取組

平成24年10月に施行された障害者虐待防止法により障害者相談支援センター内に「三重県障害者権利擁護センター」を設置しました。

また、障害者虐待防止対策支援事業により、虐待防止にかかる研修を行っています。

### (1) 相談支援事業

障害保健福祉圏域ごとに障がい者の相談支援体制の充実を図るととも

に、全県域を対象に自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がいなどの専門性の高い相談支援事業を行っています。

具体的な業務の内容は以下のとおりです。

① 障がい者就業・生活支援事業

就労中又は就労を希望する障がい者の相談に応じるとともに、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携をとって就労の機会の提供、就労継続支援等必要な支援を行っています。

② 障がい児等療育相談支援事業

障がい児（者）または発達の気になる児童等並びに家族等の地域における生活を支えるための相談に応じるとともに、県の療育機関と連携を図りながら地域の療育機能の充実を図ります。

③ 高次脳機能障害及びその関連障がいに対する支援普及事業

交通事故等による脳外傷により生じた高次脳機能障がい者の社会復帰や地域生活を支援するために必要な相談支援を行うとともに、医療機関、施設等で高次脳機能障がい者の支援に携わる者に対する研修等を行います。

④ 自閉症・発達障害支援センター運営事業

自閉症等の特有な発達障害を有する障がい児（者）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として自閉症・発達障害支援センターを設置し、県民の理解を促進するため研修等を行い、相談・助言、指導・就労に関する支援や関係施設との連携により、障がい児（者）の福祉の向上を図ります。

⑤ 重症心身障がい児（者）相談支援事業

在宅の重症心身障がい児（者）やその家族の生活を支援するための相談に応じるとともに、療育機関等福祉サービスの情報提供などを行うことにより、重症心身障がい児（者）の地域生活の支援を行います。

(2) 相談支援体制整備・強化及び地域協議会の充実

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、地域の相談支援体制及び協議会の充実に向けて、県や市町から相談支援事業を受託している障がい者相談支援センターの代表者会議の開催や圏域アドバイ

ザーの配置等を行っています。

### (3) 人材育成支援事業

障がい者福祉サービスや相談支援が円滑に実施されるよう、その担い手となる人材の確保・育成を図るため、人材育成に関する検討委員会を設置し、研修の企画運営、人材育成ビジョンの策定等を行っています。

主な研修は以下のとおりです。

#### ① 障害支援区分認定調査員研修

市町職員、事業所の職員等であり、障害支援区分の認定調査を行うことが見込まれる者を対象とした研修を行います。

#### ② 審査会委員研修

障害支援区分の認定を行う市町の審査会委員の研修を行います。

#### ③ 相談支援従事者研修

相談支援従事者の養成や資質の向上を図るため研修を行います。

#### ④ サービス管理責任者等研修

個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うために配置されるサービス管理責任者の養成及びフォローアップするための研修を行います。

#### ⑤ 強度行動障害支援者養成研修

行動障害の理解と適切な支援を行う人材の育成を進めるために、行動障害のある人の支援に携わる障害福祉サービス事業所職員等を対象に研修を行います。

### (4) 障害者虐待防止・権利擁護事業

#### ① 三重県障害者権利擁護センター

「使用者による障害者虐待」の相談を受付けています。ここではセンター職員が相談を受け付け、必要に応じて該当する市町、県健康福祉部障がい福祉課及び関係機関と連携を図るとともに、市町への助言や支援を行っています。

#### ② 障害者虐待防止・権利擁護研修の実施

障害者虐待の問題について、障害者福祉施設従事者等の理解を深める



とともに、市町等の障害者虐待防止担当職員等の専門性の強化を図るため、研修を行っています。

### 第3 平成28年度業務実績

#### 1 総務課

##### (1) 身体障害者手帳の交付事務処理件数

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

		視 覚	聴 覚 平 衡	音声言語 ・そしゃく	肢 体 不自由	脳原性	心 臓	じん臓
交付・ 処理 件数	新規交付	272	363	104	2,441	55	861	526
	再交付(認定)	247	256	36	1,157	113	303	313
	再交付(取替)	75	128	29	533	14	149	95
	居住地変更	105	102	17	644	46	133	63
	返還	319	381	116	2,610	19	639	418
	県内転入	12	39	6	187	4	45	15
	県外転出	14	24	7	77	5	27	4
合計		1,044	1,293	315	7,649	256	2,157	1,434

		呼吸器	ぼうこう 直 腸	小 腸	肝臓	その他	合 計
交付・ 処理 件数	新規交付	295	513	5	67	15	5,517
	再交付(認定)	75	169	11	4	1	2,685
	再交付(取替)	12	44	0	4	4	1,087
	居住地変更	20	37	1	0	6	1,174
	返還	293	385	5	18	2	5,205
	県内転入	1	11	0	1	8	329
	県外転出	0	5	0	0	4	167
合計		696	1,164	22	94	39	16,164

身体障害者手帳市町別交付事務処理件数

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

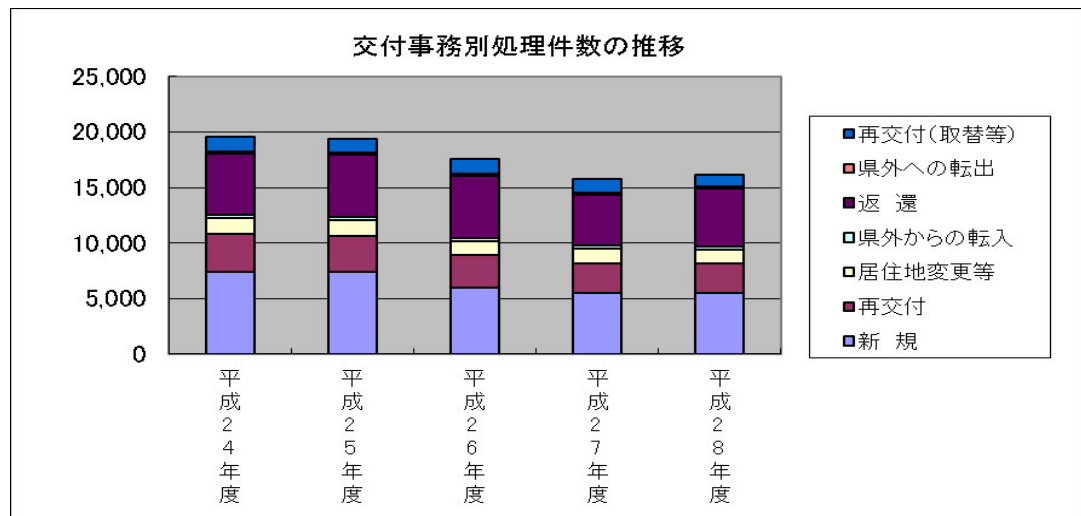
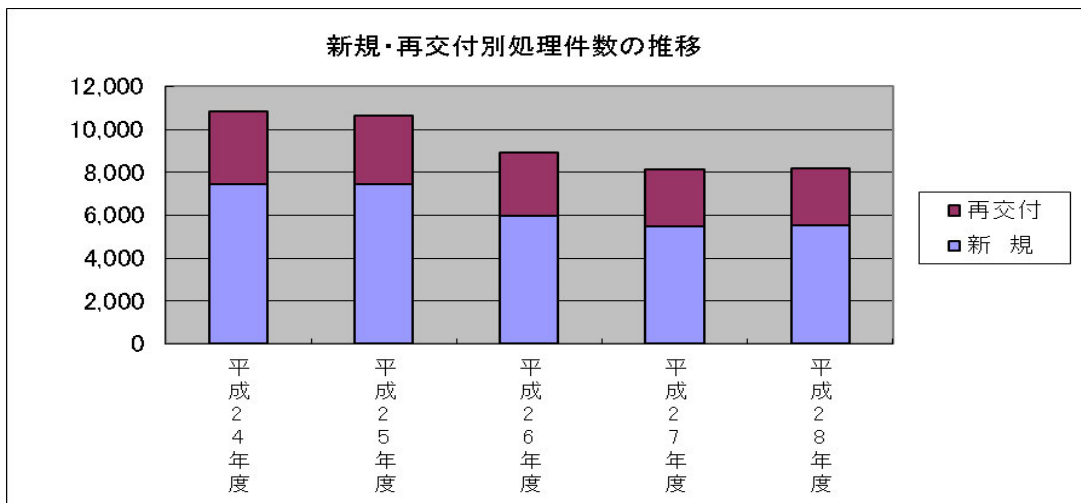
市町名	新規 交付	再交付 (認定)	再交付 (取替)	居住地 変更	返還	県内 転入	県外 転出	計
津市	844	421	160	224	774	56	23	2,502
四日市市	833	439	187	168	641	51	33	2,352
伊勢市	501	164	80	85	415	17	3	1,265
松阪市	454	238	86	149	474	18	12	1,431
桑名市	346	146	83	94	379	32	16	1,096
鈴鹿市	552	301	137	124	576	41	23	1,754
名張市	258	167	47	51	237	31	8	799
尾鷲市	80	58	10	12	107	0	1	268
亀山市	172	67	25	28	166	5	1	464
鳥羽市	103	23	23	5	71	4	0	229
熊野市	71	32	17	11	73	5	7	216
いなべ市	109	60	28	28	135	8	4	372
志摩市	190	69	45	41	174	11	4	534
伊賀市	298	193	48	46	319	14	8	926
市計	4,811	2,378	976	1,066	4,541	293	143	14,208
木曾岬町	20	11	4	7	20	2	1	65
東員町	66	36	15	9	66	6	3	201
菰野町	102	57	10	26	86	7	2	290
朝日町	14	19	3	1	19	2	0	58
川越町	37	13	5	3	27	2	1	88
多気町	43	16	6	3	59	0	0	127
明和町	83	25	9	5	65	0	2	189
大台町	28	9	13	10	38	3	0	101
玉城町	41	9	5	4	60	0	1	120
度会町	22	7	3	3	8	1	2	46
大紀町	27	23	3	4	48	4	4	113
南伊勢町	73	20	11	11	55	1	1	172
紀北町	81	31	17	16	50	3	2	200
御浜町	32	13	1	4	27	4	1	82
紀宝町	37	18	6	2	36	1	4	104
町計	706	307	111	108	664	36	24	1,956
合計	5,517	2,685	1,087	1,174	5,205	329	167	16,164

(2) 年度別身体障害者手帳交付事務処理件数

処理区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
新規	7,426	7,425	5,974	5,458	5,517
再交付	3,409	3,220	2,953	2,688	2,685
小計	10,835	10,645	8,927	8,146	8,202
居住地変更等	1,377	1,378	1,243	1,355	1,174
県外からの転入	285	309	299	302	329
返還	5,549	5,657	5,595	4,544	5,205
県外への転出	180	188	213	173	167
再交付(取替等)	1,310	1,179	1,243	1,244	1,087
合計	19,536	19,356	17,726	15,744	16,164

※ 平成 23 年 4 月から肢体不自由を上肢・下肢・体幹に分けて認定しています。

※ 平成 26 年 4 月から肢体不自由と心臓機能障害の認定基準が改正されました。



(3) 身体障害者手帳交付者数 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

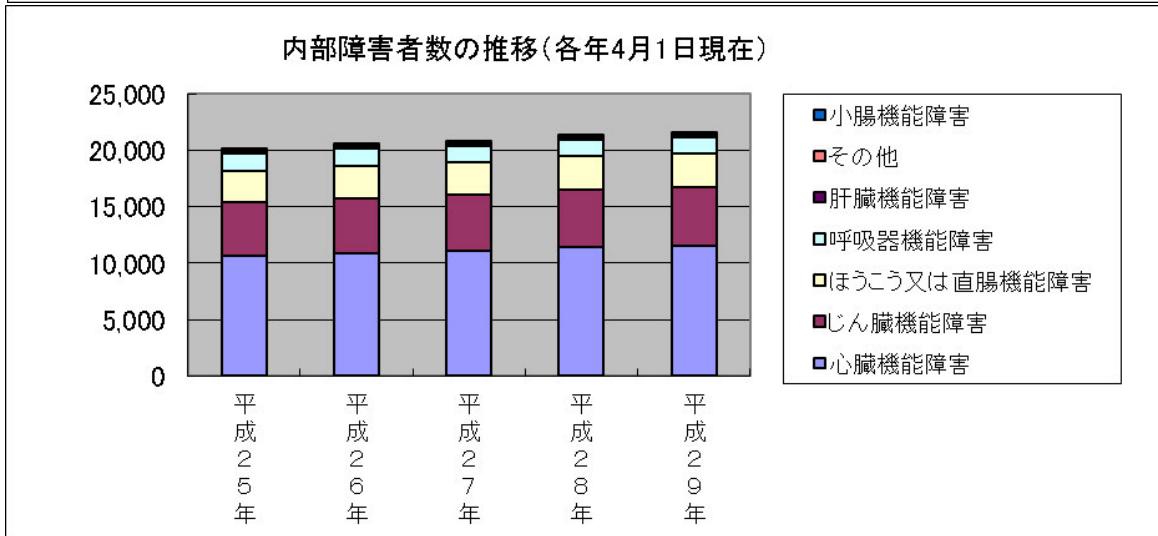
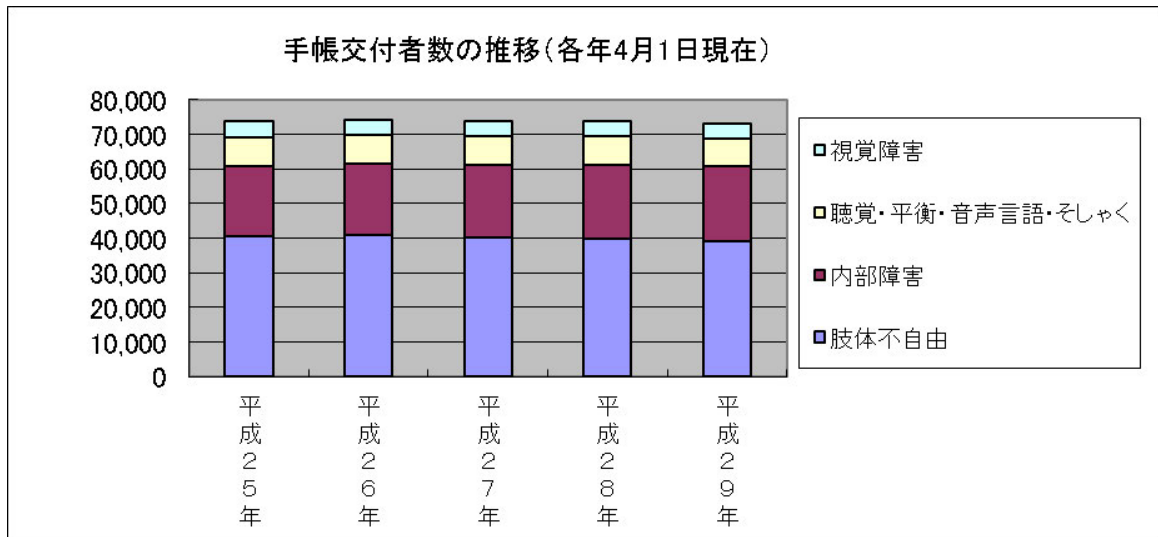
等級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計	障害別 構成比	
障害別										
視 覚 障 害	児	30	7	6	4	11	2	60	5.9%	
	者	1,493	1,217	353	301	569	314	4,247		
	計	1,523	1,224	359	305	580	316	4,307		
聴 覚 又 は 平衡機能障害	児	1	66	34	25	0	33	159	10.0%	
	者	334	1,669	1,085	1,219	40	2,805	7,152		
	計	335	1,735	1,119	1,244	40	2,838	7,311		
音声、言語機能 又はそしゃく 機能障害	児	0	0	1	5			6	1.2%	
	者	36	68	429	307			840		
	計	36	68	430	312	0	0	846		
肢 体 不 自 由	児	421	324	86	23	51	9	914	53.5%	
	者	6,594	7,133	8,421	10,852	3,372	1,815	38,187		
	計	7,015	7,457	8,507	10,875	3,423	1,824	39,101		
内 部 障 害	心臓機能障害	児	74	1	49	18			142	15.7%
		者	8,101	66	1,595	1,582			11,344	
		計	8,175	67	1,644	1,600	0	0	11,486	
	呼吸器機能障害	児	10	1	5	3			19	1.9%
		者	272	28	809	258			1,367	
		計	282	29	814	261	0	0	1,386	
	じん臓機能障害	児	3	0	0	0			3	7.1%
		者	4,858	17	246	86			5,207	
		計	4,861	17	246	86	0	0	5,210	
	ぼうこう又は 直腸機能障害	児	4	0	14	12			30	4.1%
		者	12	10	176	2,803			3,001	
		計	16	10	190	2,815	0	0	3,031	
	小腸機能障害	児	1	0	2	2			5	0.1%
		者	15	3	8	40			66	
		計	16	3	10	42	0	0	71	
	肝臓機能障害	児	23	0	0	0			23	0.2%
		者	116	18	18	11			163	
		計	139	18	18	11	0	0	186	
	その他	児	0	0	0	0			0	0.3%
		者	33	95	65	13			206	
		計	33	95	65	13	0	0	206	
	(内部障害計)	児	115	2	70	35	0	0	222	29.4%
		者	13,407	237	2,917	4,793	0	0	21,354	
		計	13,522	239	2,987	4,828	0	0	21,576	
合 計	児	567	399	197	92	62	44	1,361	100.0%	
	者	21,864	10,324	13,205	17,472	3,981	4,934	71,780		
	計	22,431	10,732	13,402	17,564	4,043	4,978	73,141		
等級別構成比		30.7%	14.7%	18.3%	24.0%	5.5%	6.8%	100.0%		

※ 複数の障がいのある方は、最重度の障がいの種別とし、総合等級で整理している。

身体障害者手帳市町別交付者数

(単位:人)

障害区分 市町名	視 覚	聴 覚・ 平 衡	音 声 言 語 そ し ゃ く	肢 体 不 自 由	内 部 障 害								児・者別内訳		合 計
					心 臓	呼 吸 器	腎 臓	膀 胱 直 腸	小 腸	肝 臓	そ の 他	計	児	者	
津市	749	1,005	124	6,352	1,644	179	741	439	14	30	0	3,047	248	11,029	11,277
四日市市	654	1,002	121	5,334	1,886	162	873	445	9	27	0	3,402	232	10,281	10,513
伊勢市	326	629	62	2,653	877	99	375	202	2	19	0	1,574	97	5,147	5,244
松阪市	376	717	95	3,593	965	122	475	281	10	18	0	1,871	140	6,512	6,652
桑名市	255	376	50	2,246	884	80	304	221	8	11	0	1,508	82	4,353	4,435
鈴鹿市	372	664	65	3,812	942	128	549	322	9	21	0	1,971	166	6,718	6,884
名張市	184	338	37	1,893	482	67	220	118	5	3	0	895	65	3,282	3,347
尾鷲市	49	97	13	590	175	19	99	48	2	3	0	346	8	1,087	1,095
亀山市	136	261	32	1,346	306	67	167	116	1	7	0	664	45	2,394	2,439
鳥羽市	80	150	20	594	191	26	83	38	1	5	0	344	13	1,175	1,188
熊野市	58	117	7	648	182	59	81	75	0	1	0	398	10	1,218	1,228
いなべ市	93	179	28	943	244	40	112	69	1	4	0	470	32	1,681	1,713
志摩市	150	307	39	1,267	401	51	181	91	1	7	0	732	25	2,470	2,495
伊賀市	310	507	48	2,690	683	76	265	165	3	13	0	1,205	50	4,710	4,760
(市計)	3,792	6,349	741	33,961	9,862	1,175	4,525	2,630	66	169	0	18,427	1,213	62,057	63,270
木曾岬町	14	9	6	104	44	6	19	15	0	0	0	84	2	215	217
東員町	43	80	10	451	173	20	67	32	0	3	0	295	18	861	879
菰野町	70	133	13	756	225	34	117	63	2	4	0	445	25	1,392	1,417
朝日町	8	22	3	113	41	5	15	18	0	0	0	79	7	218	225
川越町	16	23	3	206	79	10	36	12	0	0	0	137	10	375	385
多気町	36	73	3	291	90	6	41	22	1	1	0	161	11	553	564
明和町	50	113	10	490	167	12	50	44	0	1	0	274	22	915	937
大台町	21	37	7	317	79	13	23	26	0	0	0	141	1	522	523
玉城町	35	50	9	323	103	13	42	19	1	0	0	178	12	583	595
度会町	27	43	1	186	65	5	27	16	0	2	0	115	3	369	372
大紀町	36	56	3	320	90	20	48	13	1	0	0	172	4	583	587
南伊勢町	72	149	18	532	198	23	59	35	0	3	0	318	12	1,077	1,089
紀北町	42	92	11	536	139	14	81	37	0	2	0	273	11	943	954
御浜町	23	38	1	203	49	19	17	18	0	1	0	104	2	367	369
紀宝町	22	44	7	312	82	11	43	31	0	0	0	167	8	544	552
(町計)	515	962	105	5,140	1,624	211	685	401	5	17	0	2,943	148	9,517	9,665
その他											206	206	0	206	206
県合計	4,307	7,311	846	39,101	11,486	1,386	5,210	3,031	71	186	206	21,576	1,361	71,780	73,141



(4) 身体障害者福祉法第15条指定医師

① 平成28年度の指定状況

	4月	6月	8月	10月	12月	2月	計
指定申請件数	5	10	15	8	5	7	50
指定件数	5	10	15	8	5	7	50
うち新規指定者	4	10	13	8	5	7	47

② 医師指定の推移(過去5年間の状況)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
指定申請件数	55	47	47	50	50
指定件数	55	47	47	50	50

障害保健福祉圏域別指定医師配置状況 (平成29年4月1日現在)

	実人数 (人)	指定医師 延件数	視覚障害	聴覚障害	平衡機能 障害	音声言語 機能障害	そしゃく 機能障害	肢体 不自由	心臓機能 障害	じん臓 機能障害	呼吸器 機能障害	膀胱直腸 機能障害	小腸機能 障害	免疫機能 障害	肝臓機能 障害
<b>桑名員弁</b>	<b>204</b>	<b>783</b>	<b>23</b>	<b>21</b>	<b>25</b>	<b>35</b>	<b>21</b>	<b>147</b>	<b>109</b>	<b>111</b>	<b>103</b>	<b>78</b>	<b>86</b>	<b>0</b>	<b>24</b>
桑名市	156	629	15	17	20	28	17	113	87	90	82	65	73	0	22
いなべ市	37	118	6	2	3	5	2	26	16	16	16	12	12	0	2
木曾岬町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東員町	11	36	2	2	2	2	2	8	6	5	5	1	1	0	0
<b>四日市</b>	<b>417</b>	<b>1548</b>	<b>48</b>	<b>40</b>	<b>55</b>	<b>85</b>	<b>47</b>	<b>287</b>	<b>214</b>	<b>227</b>	<b>214</b>	<b>137</b>	<b>156</b>	<b>5</b>	<b>33</b>
四日市市	374	1390	41	34	49	76	42	258	192	203	194	124	142	5	30
菟野町	33	125	7	5	5	8	4	22	17	18	15	11	11	0	2
朝日町	4	12	0	0	0	0	0	2	2	3	2	1	1	0	1
川越町	6	21	0	1	1	1	1	5	3	3	3	1	2	0	0
<b>鈴鹿・亀山</b>	<b>231</b>	<b>836</b>	<b>27</b>	<b>21</b>	<b>26</b>	<b>48</b>	<b>24</b>	<b>169</b>	<b>116</b>	<b>117</b>	<b>115</b>	<b>67</b>	<b>85</b>	<b>4</b>	<b>17</b>
鈴鹿市	197	720	21	18	23	44	21	147	100	103	98	57	73	3	12
亀山市	34	116	6	3	3	4	3	22	16	14	17	10	12	1	5
<b>津</b>	<b>490</b>	<b>1,897</b>	<b>66</b>	<b>62</b>	<b>78</b>	<b>114</b>	<b>70</b>	<b>336</b>	<b>258</b>	<b>248</b>	<b>261</b>	<b>163</b>	<b>181</b>	<b>9</b>	<b>51</b>
津市	490	1897	66	62	78	114	70	336	258	248	261	163	181	9	51
<b>松阪多気</b>	<b>266</b>	<b>975</b>	<b>29</b>	<b>21</b>	<b>31</b>	<b>45</b>	<b>20</b>	<b>192</b>	<b>144</b>	<b>153</b>	<b>140</b>	<b>77</b>	<b>102</b>	<b>2</b>	<b>19</b>
松阪市	225	804	26	18	26	36	16	158	117	128	115	62	84	1	17
多気町	4	12	1	0	0	0	0	3	2	2	2	1	1	0	0
明和町	23	101	2	2	4	7	3	18	16	14	14	9	10	1	1
大台町	14	58	0	1	1	2	1	13	9	9	9	5	7	0	1
<b>伊勢志摩</b>	<b>252</b>	<b>929</b>	<b>30</b>	<b>25</b>	<b>33</b>	<b>48</b>	<b>28</b>	<b>180</b>	<b>137</b>	<b>135</b>	<b>134</b>	<b>69</b>	<b>89</b>	<b>4</b>	<b>17</b>
伊勢市	164	585	23	20	27	36	22	107	84	83	80	38	54	2	9
鳥羽市	14	67	1	0	0	2	1	13	10	9	10	8	8	2	3
志摩市	48	170	6	4	5	8	4	35	24	25	25	16	16	0	2
玉城町	10	48	0	1	1	2	1	9	7	7	7	6	6	0	1
度会町	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
南伊勢町	6	20	0	0	0	0	0	6	4	4	5	0	1	0	0
大紀町	9	38	0	0	0	0	0	9	8	7	7	1	4	0	2
<b>伊賀</b>	<b>156</b>	<b>544</b>	<b>13</b>	<b>11</b>	<b>11</b>	<b>19</b>	<b>8</b>	<b>108</b>	<b>82</b>	<b>85</b>	<b>79</b>	<b>56</b>	<b>64</b>	<b>0</b>	<b>8</b>
名張市	72	230	6	6	6	10	5	47	35	35	36	17	24	0	3
伊賀市	84	314	7	5	5	9	3	61	47	50	43	39	40	0	5
<b>紀北</b>	<b>54</b>	<b>221</b>	<b>6</b>	<b>5</b>	<b>5</b>	<b>9</b>	<b>4</b>	<b>41</b>	<b>31</b>	<b>31</b>	<b>31</b>	<b>23</b>	<b>24</b>	<b>1</b>	<b>10</b>
尾鷲市	37	140	6	5	5	6	4	26	16	18	17	15	15	0	7
紀北町	17	81	0	0	0	3	0	15	15	13	14	8	9	1	3
<b>紀南</b>	<b>25</b>	<b>92</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>19</b>	<b>15</b>	<b>15</b>	<b>14</b>	<b>6</b>	<b>12</b>	<b>0</b>	<b>2</b>
熊野市	11	43	2	0	0	1	0	8	8	8	7	3	6	0	0
御浜町	12	39	1	1	1	2	1	9	5	5	5	3	4	0	2
紀宝町	2	10	0	0	0	0	0	2	2	2	2	0	2	0	0
<b>合計</b>	<b>2,095</b>	<b>7,825</b>	<b>245</b>	<b>207</b>	<b>265</b>	<b>406</b>	<b>223</b>	<b>1,479</b>	<b>1,106</b>	<b>1,122</b>	<b>1,091</b>	<b>676</b>	<b>799</b>	<b>25</b>	<b>181</b>



## (5) 市町別療育手帳交付事務処理件数

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

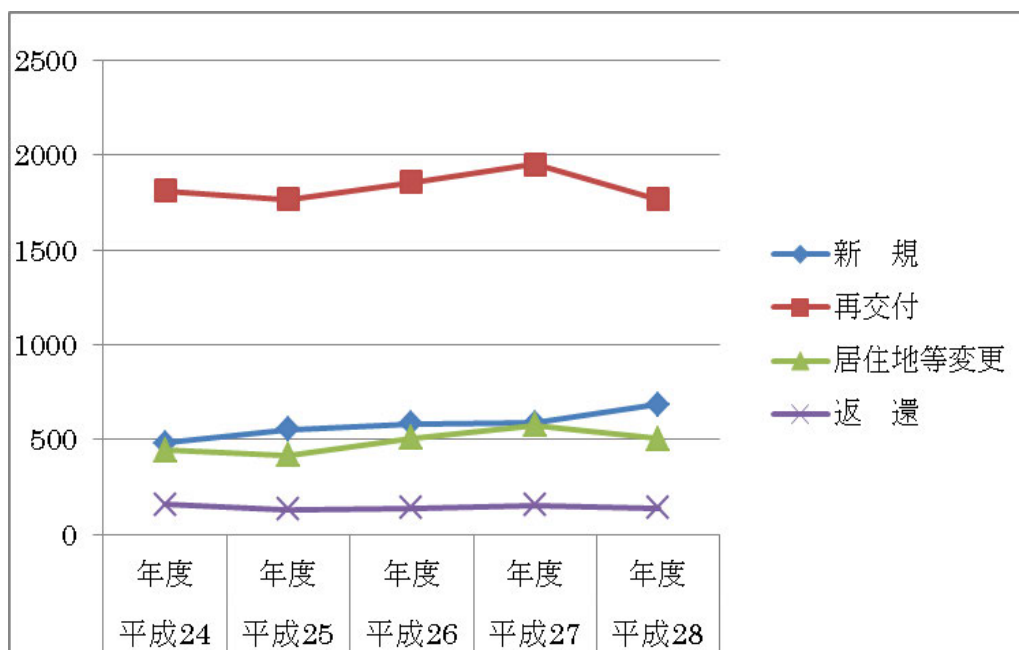
市町名	新規交付	再交付	居住地等変更	返還	計
津市	102	247	100	10	458
四日市市	146	304	102	19	570
伊勢市	43	97	35	10	185
松阪市	59	147	65	10	281
桑名市	48	145	28	7	228
鈴鹿市	85	218	42	26	371
名張市	24	105	23	5	156
尾鷲市	8	24	7	4	43
亀山市	25	63	12	8	108
鳥羽市	7	12	1	4	24
熊野市	6	23	5	3	37
いなべ市	19	51	11	5	86
志摩市	6	32	13	4	55
伊賀市	27	99	24	5	153
市計	605	1,567	468	120	2,755
木曾岬町	2	7	0	0	9
東員町	8	25	4	1	38
菰野町	14	38	6	5	63
朝日町	3	7	1	2	13
川越町	6	16	1	0	23
多気町	9	9	0	1	19
明和町	7	19	3	2	31
大台町	2	5	1	1	9
玉城町	2	15	8	0	25
度会町	3	12	2	0	17
大紀町	7	3	3	1	14
南伊勢町	6	11	7	0	24
紀北町	9	17	4	2	32
御浜町	1	10	2	3	16
紀宝町	3	6	1	2	12
町計	82	200	43	20	345
合計	687	1,767	511	140	3,100

(6) 年度別療育手帳交付事務処理件数

処理区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
新規	482	556	585	588	687
再交付	1,812	1,766	1,857	1,952	1,767
小計	2,294	2,322	2,442	2,540	2,454
居住地等変更	445	417	511	576	511
返還	160	134	140	154	140
合計	2,899	2,873	3,093	3,270	3,105

※ 平成24年4月から障がい程度の確認により変更がないものも再交付申請により手帳を交付しています。

処理件数の推移



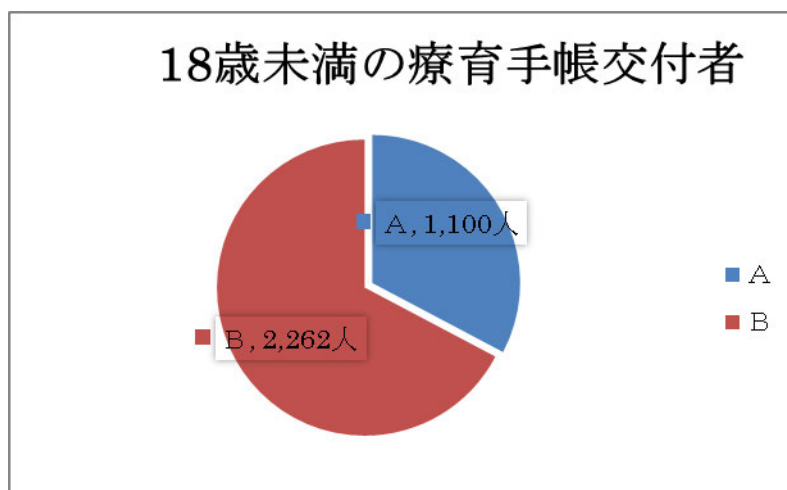
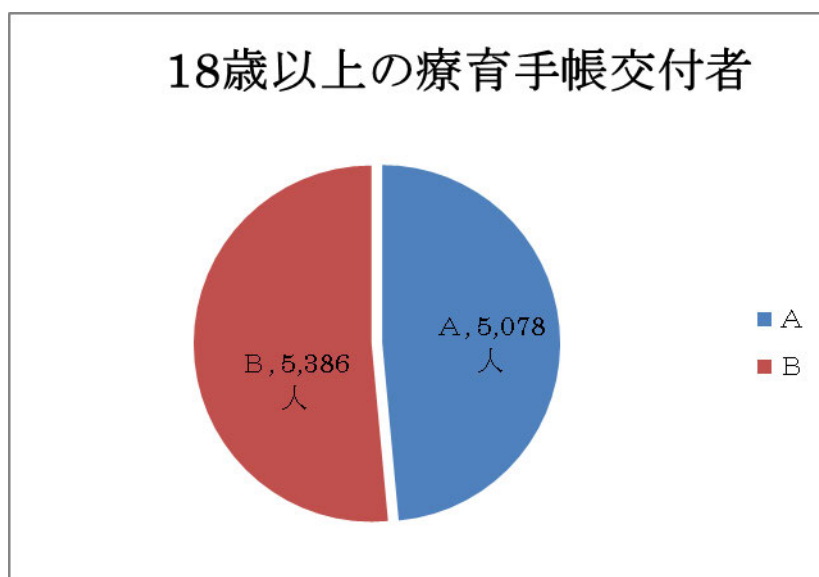
## (7) 療育手帳交付者数 (平成29年4月1日現在)

(単位:人)

区分 市町名	男	女	18歳未満			18歳以上			合計		
			A	B	計	A	B	計	A	B	計
津市	1,312	751	160	327	487	794	782	1,576	954	1109	2,063
四日市市	1,462	866	236	413	649	733	946	1,679	969	1359	2,328
伊勢市	569	352	60	134	194	380	347	727	440	481	921
松阪市	759	478	89	208	297	469	471	940	558	679	1,237
桑名市	593	373	90	182	272	316	378	694	406	560	966
鈴鹿市	956	546	146	297	443	525	534	1,059	671	831	1,502
名張市	437	275	47	126	173	228	311	539	275	437	712
尾鷲市	96	58	6	24	30	63	61	124	69	85	154
亀山市	255	107	34	68	102	111	149	260	145	217	362
鳥羽市	95	73	6	12	18	92	58	150	98	70	168
熊野市	125	76	6	29	35	96	70	166	102	99	201
いなべ市	207	142	29	66	95	131	123	254	160	189	349
志摩市	212	160	19	26	45	178	149	327	197	175	372
伊賀市	457	322	49	116	165	268	346	614	317	462	779
(市計)	7,535	4,579	977	2,028	3,005	4,384	4,725	9,109	5,361	6,753	12,114
木曾岬町	29	17	8	7	15	15	16	31	23	23	46
東員町	86	53	10	17	27	62	50	112	72	67	139
菰野町	182	89	21	54	75	98	98	196	119	152	271
朝日町	30	17	9	11	20	16	11	27	25	22	47
川越町	72	26	10	16	26	33	39	72	43	55	98
多気町	75	51	6	19	25	44	57	101	50	76	126
明和町	97	54	10	20	30	54	67	121	64	87	151
大台町	60	34	4	7	11	38	45	83	42	52	94
玉城町	84	41	10	19	29	41	55	96	51	74	125
度会町	26	21	3	6	9	20	18	38	23	24	47
大紀町	49	34	5	8	13	43	27	70	48	35	83
南伊勢町	79	55	5	9	14	67	53	120	72	62	134
紀北町	102	78	13	17	30	82	68	150	95	85	180
御浜町	51	38	5	10	15	40	34	74	45	44	89
紀宝町	47	35	4	12	16	41	25	66	45	37	82
(町計)	1,069	643	123	232	355	694	663	1,357	817	895	1,712
県合計	8,604	5,222	1,100	2,260	3,360	5,078	5,388	10,466	6,178	7,648	13,826

年齢別・性別・障がい程度別療育手帳交付者数

項目		障がい程度		計
		A	B	
18歳以上	男	3,035	3,295	6,330
	女	2,043	2,091	4,134
	計	5,078	5,386	10,464
18歳未満	男	728	1,546	2,274
	女	372	716	1,088
	計	1,100	2,262	3,362
合計	男	3,763	4,841	8,604
	女	2,415	2,807	5,222
	計	6,178	7,648	13,826



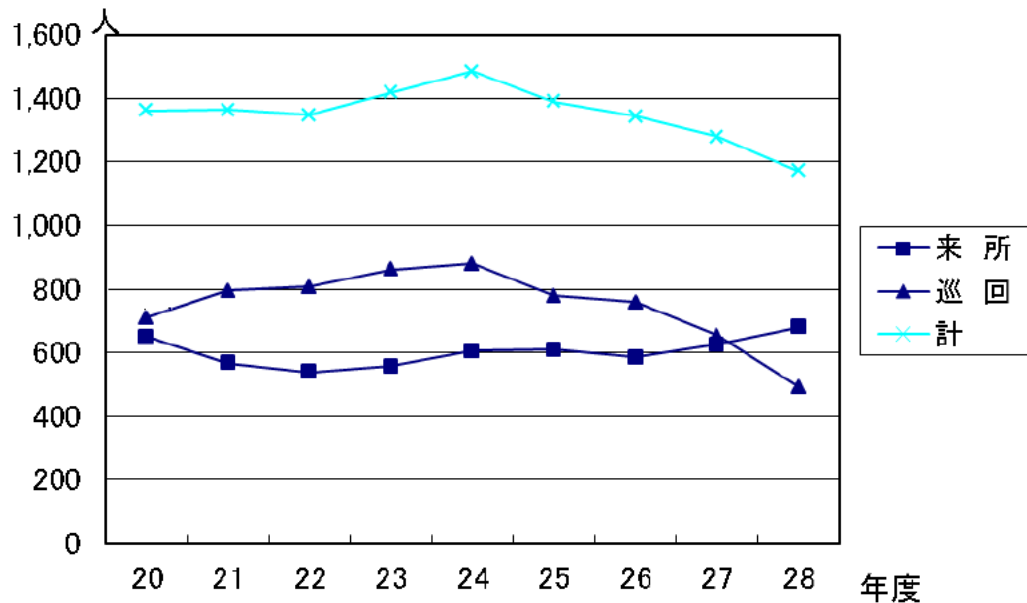
## 2 知的障害者支援課

### (1) 年度別相談人員の推移

年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28
来所	651	567	540	557	605	610	586	625	680
巡回	710	796	807	862	879	780	758	655	493
計	1,361	1,363	1,347	1,419	1,484	1,390	1,344	1,280	1,173

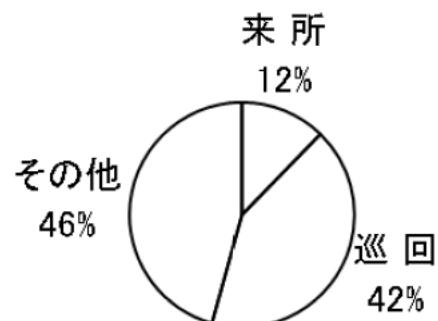
(注) 厚生労働省分類による

なお、「来所」には書面をもって判定を行った場合なども含む



### (2) 相談形態割合

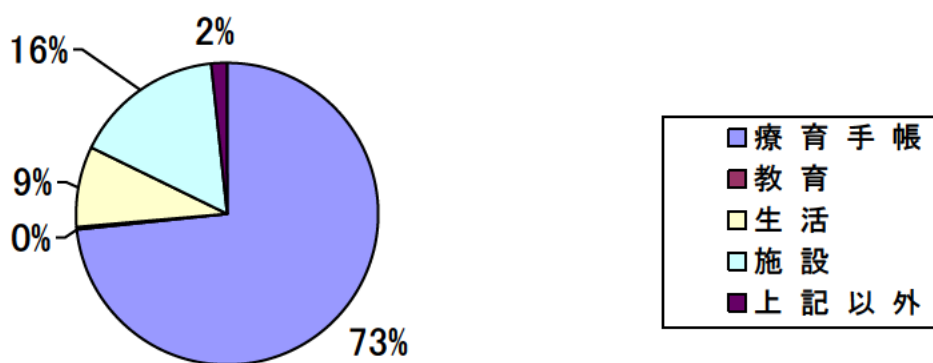
項目	人員	割合
来所	144	12%
巡回	493	42%
その他	536	46%
計	1,173	100%



(3) 相談判定処理状況

区分		来 所	巡 回	その他	合 計
取扱人員		144	493	536	1,173
相談内容	施設	24	82	2	108
	職親委託	0	0	0	0
	職業	0	2	19	21
	医療保健	2	2	0	4
	生活	2	44	2	48
	教育	0	1	0	1
	療育手帳	123	376	76	575
	その他	0	5	434	439
	計	151	512	533	1,196
判定内容	医学的判定	0	0	0	0
	心理学的判定	130	396	11	537
	職能的判定	0	0	0	0
	その他の判定	16	31	16	63
	計	146	427	27	600
判定書 数等 交付	障害支援程度区分	0	0	0	0
	療育手帳	121	371	44	536
	その他	17	35	453	505
	計	138	406	497	1,041

☆ 巡回



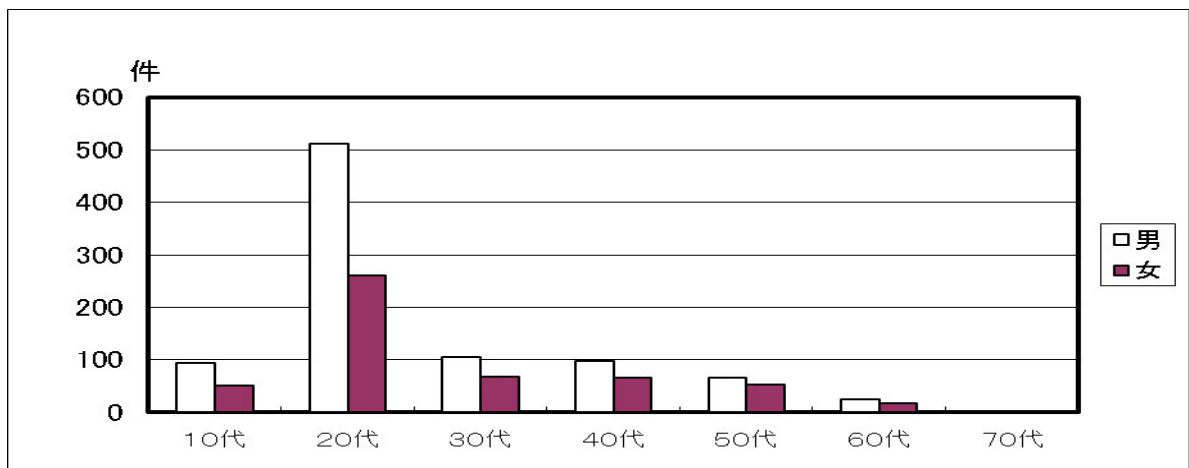
## (4) 市町別相談判定状況

市町名	実数	施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計
津市	190	25	0	3	0	12	0	94	66	200
四日市市	214	28	0	3	3	18	0	88	79	219
伊勢市	60	2	0	0	0	0	0	29	30	61
松阪市	130	13	0	1	0	6	0	59	53	132
桑名市	76	7	0	2	0	1	0	37	29	76
鈴鹿市	131	9	0	1	0	2	0	66	52	130
名張市	47	8	0	0	0	1	0	28	12	49
尾鷲市	13	0	0	0	0	0	0	8	5	13
亀山市	47	2	0	3	0	0	0	23	19	47
鳥羽市	20	1	0	0	0	0	0	10	9	20
熊野市	17	0	0	2	0	1	0	10	4	17
いなべ市	33	4	0	2	1	4	1	13	9	34
志摩市	15	1	0	0	0	0	0	12	3	16
伊賀市	59	4	0	2	0	0	0	30	23	59
市計	1,052	104	0	19	4	45	1	507	393	1,073
木曾岬町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東員町	13	0	0	1	0	0	0	8	4	13
菰野町	25	0	0	0	0	0	0	14	11	25
朝日町	1	1	0	0	0	1	0	0	0	2
川越町	6	1	0	1	0	0	0	3	2	7
多気町	8	0	0	0	0	0	0	6	2	8
明和町	14	0	0	0	0	1	0	7	6	14
大台町	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
玉城町	10	0	0	0	0	0	0	6	4	10
度会町	11	0	0	0	0	0	0	5	6	11
大紀町	2	0	0	0	0	0	0	1	1	2
南伊勢町	9	0	0	0	0	0	0	5	4	9
紀北町	11	2	0	0	0	0	0	7	2	11
御浜町	2	0	0	0	0	0	0	2	0	2
紀宝町	3	0	0	0	0	0	0	3	0	3
町計	116	4	0	2	0	2	0	67	43	118
県計	1,168	108	0	21	4	47	1	574	436	1,191
県外	5	0	0	0	0	1	0	1	3	5
合計	1,173	108	0	21	4	48	1	575	439	1,196

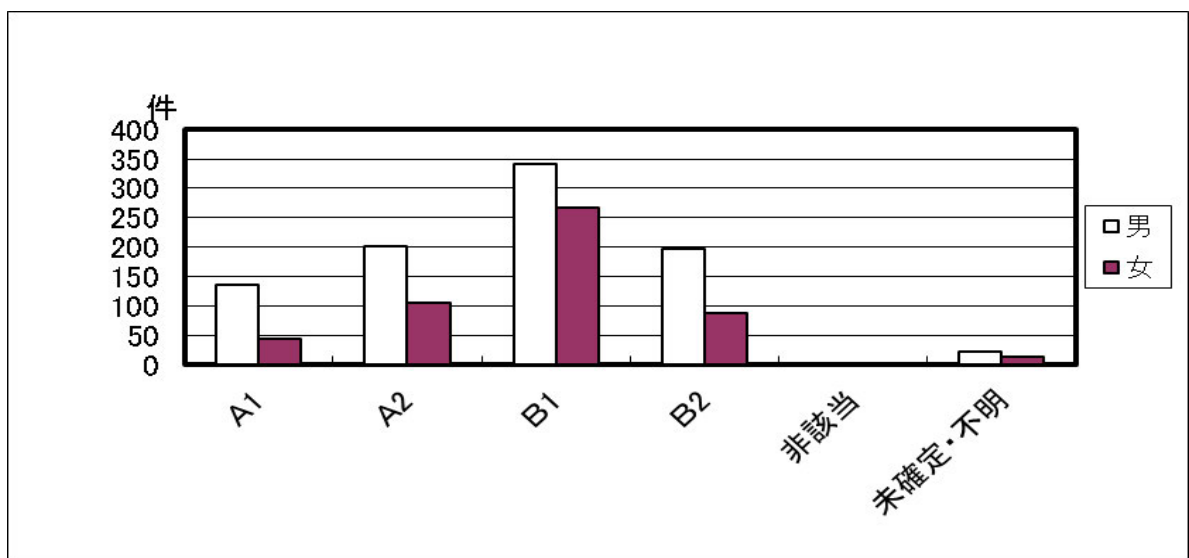
障害保健福祉圏域別相談判定状況

市町名	実数	施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計
桑名員弁	122	11	0	5	1	5	1	58	42	123
四日市	246	30	0	4	3	19	0	105	92	253
鈴鹿亀山	178	11	0	4	0	2	0	89	71	177
津	190	25	0	3	0	12	0	94	66	200
松阪多気	153	13	0	1	0	7	0	72	62	155
伊勢志摩	127	4	0	0	0	0	0	68	57	129
伊賀	106	12	0	2	0	1	0	58	35	108
紀北	24	2	0	0	0	0	0	15	7	24
紀南	22	0	0	2	0	1	0	15	4	22
県外	5	0	0	0	0	1	0	1	3	5
合計	1,173	108	0	21	4	48	1	575	439	1,196

(5) 男女別年齢別相談件数



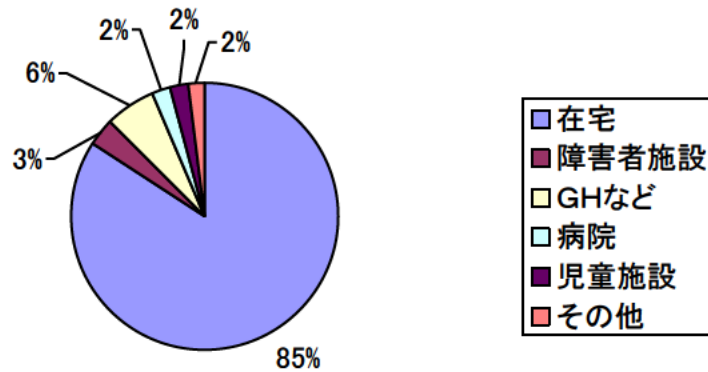
(6) 男女別程度別相談件数



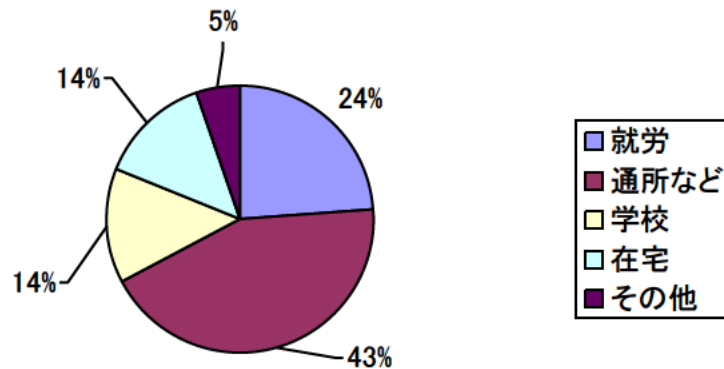


## (7) 生活活動状況別相談割合

### ☆ 生活状況



### ☆ 活動状況



## (8) 地域支援の状況

### ① 市町等地域支援

地域の協議会（知的障がい部会等）に計 27 回出席し、施設入所希望者の現状把握のほか、困難事例の検討や関係機関のネットワーク構築に向けた協議等を行いました。

また、これとは別に、市町等が単独で実施する個別事例の支援会議等には計 44 回参加しました。

### ② 入所調整

平成 28 年度に知的障がい者支援に係る障害者支援施設への入所を希望し、新たに待機者名簿へ掲載した者は 45 名でした。入所した対象者は 21 名で、待機者（実人数）は平成 29 年 4 月 1 日現在で 265 名となり、平成 24 年度 254 名、平成 25 年度 263 名、平成 26 年度 295 名と年々増加していましたが、平成 27 年度には 279 名となり、平成 28 年度も減少していません。また、待機者 265 名のうち優先度 A が 18 名、B が 94 名、C が 150 名、D が 3 名で、施設の空きが出てもただちに入所を希望しない C や D の人が半数以上を占めている状態です。

入所調整については、平成 23 年度に「三重県障害者支援施設利用調整実施要領」を制定し実施してきたところですが、平成 25 年度には市町や施設の意見も参考にしながら要領の改正の検討を行いました。主な改正点は、地域の協議会等での入所検討資料にサービス等利用計画等を用いることや、福祉型障害児入所施設に入所している過齢児のうち障害者支援施設への入所が必要な者についての優先度の見直し等です。(平成 26 年 4 月 1 日施行)

また、平成 27 年度には優先度に関するガイドラインの見直しを行い、短期入所が長期に亘っており、今後も継続して施設入所が必要な者についての優先度を検討しました。(平成 28 年 4 月 1 日施行)

### ③ 行動観察事業

平成 28 年度に行動観察事業を利用した利用者は 1 名でした。また、利用にあたっての、事前検討や、利用中、利用後の支援のために「城山れんげの里」を含めた関係機関のケース会議を随時実施しています。

## (9) 研修の状況

### ① 第 3 回市町障がい福祉担当等職員基礎研修<知的障がいの部>

日 時 平成 28 年 4 月 22 日 (金)  
場 所 三重県身体障害者総合福祉センター大研修室  
対象者 市町知的障がい者福祉担当職員  
内 容 知的障害者支援課作成の「知的障がい者福祉担当業務マニュアル」に基づき業務概要を説明  
・知的障がいとは  
・療育手帳について  
・療育手帳判定にかかる調査について  
・その他  
出席者数 67 名

### ② 第 4 回市町障がい福祉担当等職員基礎研修<知的障がいの部>

日 時 平成 28 年 10 月 21 日 (金)  
場 所 三重県身体障害者総合福祉センター大研修室  
対象者 市町知的障がい者福祉担当職員  
内 容 ・心理検査について  
・心理検査受検体験  
出席者数 24 名

### ③ 知的障がい者福祉担当専門研修

日 時 平成 29 年 1 月 13 日 (金)  
場 所 三重県人権センター  
対象者 障がい者(主として知的)福祉事業所職員  
外部講師 仕事場 D・A・N 主宰 団 士郎氏  
内 容 対人援助のための家族理解  
参加者数 62 名

### 3 身体障害者支援課

#### (1) 相談業務

身体障がい者の更生援護のための各種相談に応じ、指導・助言を行います。

- ① 自立支援医療（更生医療）相談
- ② 補装具相談
- ③ 施設入所相談
- ④ その他関連する相談

#### (2) 判定業務

医学的判定

市町からの依頼により、身体機能障がいの程度、残存機能及び障がいの状態を確認し、自立支援医療費、補装具費の支給にかかる医学的判定を行います。判定には、書類判定と来所判定があります。

平成 28 年度医学的判定

種 別	来所判定日	時 間
整形外科	火曜日（月 3 回）	13:30～16:30
耳鼻科	毎月第 2・4 木曜日	10:30～11:30
内 科	書類判定	随 時
心臓血管外科	書類判定	随 時
泌尿器科	書類判定	随 時
眼 科	書類判定	随 時

#### (3) 判定等実施状況

平成 28 年度中に実施した判定依頼件数は 1,085 件でした。

来所（書類判定を含む）による実施件数が 1,092 件でした。

判定依頼及び判定件数の主な内容については、補装具費の支給に関する判定依頼件数が 781 件、判定件数が 797 件、更生医療の給付に関する判定依頼件数が 304 件、判定件数が 295 件でした。

※判定依頼件数＝平成 28 年度中の日付（H28.4.1～H29.3.31）で受け付けた判定依頼件数

※判定件数＝平成 28 年度中の日付（H28.4.1～H29.3.31）で判定書を交付した件数

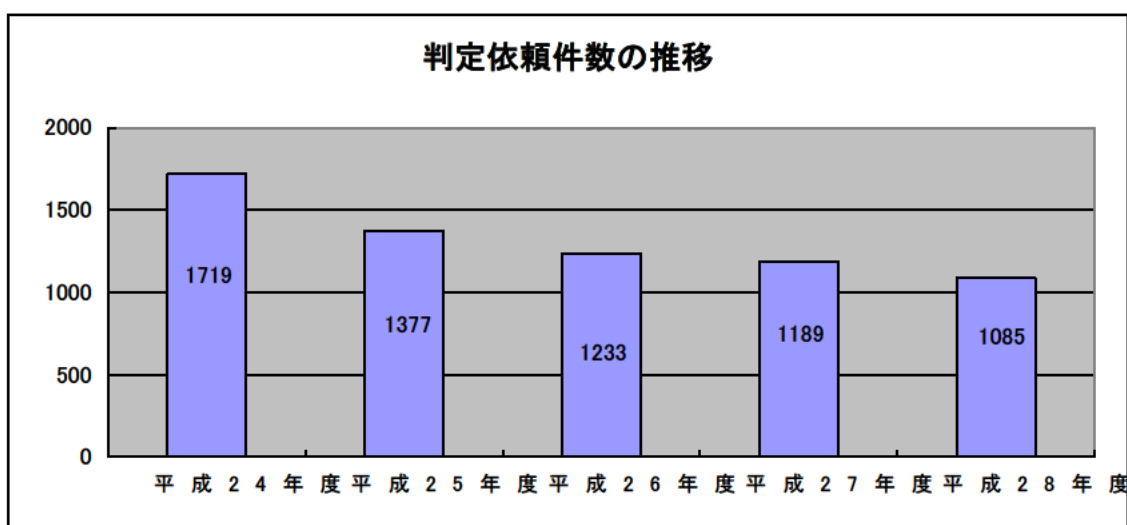
平成 28 年度判定依頼・判定件数

区 分		来 所	計	構成比
判定依頼件数		1,085	1,085	—
判定依頼内容	更生医療	304	304	28.0%
	補装具	781	781	72.0%
	職業	0	0	0.0%
	施設	0	0	0.0%
	生活	0	0	0.0%
	その他	0	0	0.0%
	計	1,085	1,085	100.0%
判定内容	更生医療	295	295	27.0%
	補装具	797	797	73.0%
	心理判定	0	0	0.0%
	職業判定	0	0	0.0%
	その他	0	0	0.0%
	計	1,092	1,092	100.0%
判定書交付件数		1,092	1,092	100.0%

※ 来所には、書類による判定を含む

(4) 判定依頼件数の過去 5 年間の推移

相談・判定 件数の推移	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	1,719	1,377	1,233	1,189	1,085



(5) 来所・巡回別実施判定依頼件数の過去5年間の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
来所	1,719	1,377	1,233	1,189	1,085
巡回	0	0	0	0	0
計	1,719	1,377	1,233	1,189	1,085

※ 来所には、書類による判定を含む

※ 巡回は平成22年度をもって廃止

(6) 判定依頼状況の過去5年間の推移

手帳診断（障害程度の判定）は平成20年度をもって廃止しました。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
更生医療	677	559	376	337	304
補装具	1,042	818	857	852	781
心理判定	0	0	0	0	0
手帳診断	0	0	0	0	0
職業判定	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
計	1,719	1,377	1,233	1,189	1,085

(7) 更生医療の判定件数

医療内容例		件数	比率
心臓機能障害	バイパス術	10	3.4%
	弁置換術・弁形成術	11	3.7%
	ペースメーカー植え込み術	9	3.1%
	その他	2	0.7%
じん臓機能障害	透析療法	112	38.0%
	免疫抑制療法	29	9.8%
	腎移植	20	6.8%
肢体不自由	人工関節置換術・他	27	9.2%
	その他	10	3.4%
肝臓障害	肝臓移植	2	0.7%
	免疫抑制療法	7	2.4%
免疫機能障害	免疫調整療法	35	11.9%
聴覚・音声・言語機能障害	人工内耳	6	2.0%
	顎形成・歯列矯正・他	14	4.6%
視覚障害	水晶体再建術	1	0.3%
計		295	100.0%

(8) 補装具判定の状況

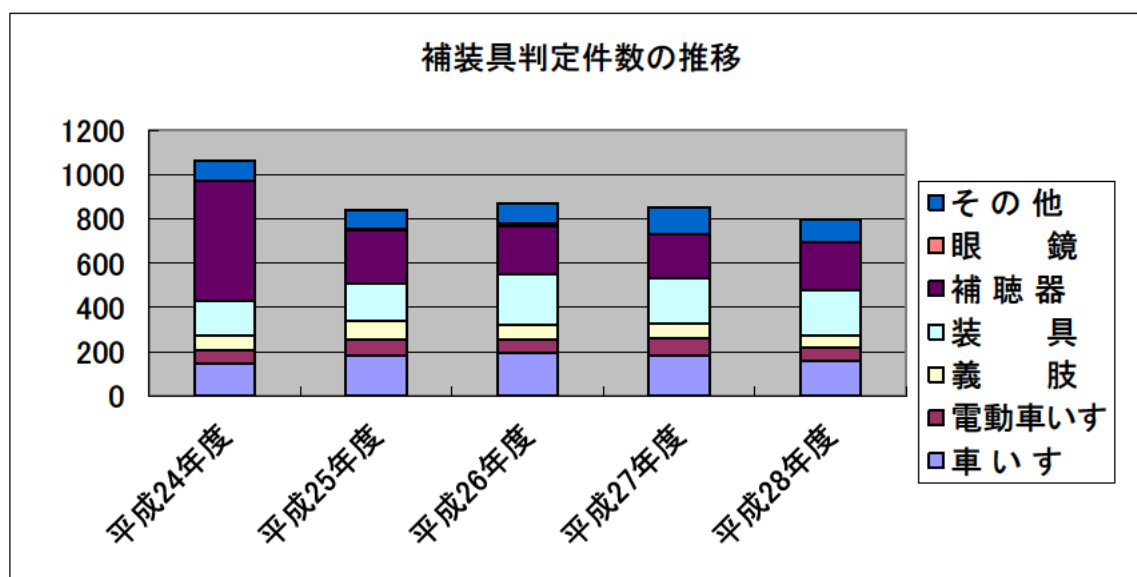
補装具の判定は、補聴器が最も多く27.5%、次いで装具が25.6%車いすが20.2%となっています。

平成28年度補装具の判定件数

種目	件数	比率
車いす	161	20.2%
電動車いす	56	7.0%
義肢	55	6.9%
装具	204	25.6%
補聴器	219	27.5%
眼鏡	0	0.0%
その他	102	12.8%
計	797	100.0%

※年度別判定状況（過去5年間の推移）

種 目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
車 い す	149	184	196	184	161
電動車いす	57	71	59	76	56
義 肢	69	87	65	67	55
装 具	154	165	231	207	204
補 聴 器	542	243	218	195	219
眼 鏡	3	5	8	5	0
そ の 他	89	86	94	120	102
計	1,063	841	871	854	797



(9) 研修の状況

① 第3回市町障がい者福祉担当職員研修

身体障害者更生相談所が所管している業務について、市町の経験の浅い職員を対象として、実務研修を実施しました。

平成 28 年 4 月 22 日 67 名

- ・ 身体障害者手帳
- ・ 自立支援医療（更生医療）
- ・ 補装具総論（制度の概要、判定事務等）
- ・ 補装具各論 1（整形外科）
- ・ 補装具各論 2（耳鼻科、眼科）
- ・ 障害者支援施設入所関係事務

- ② 第4回市町障がい者福祉担当職員研修  
身体障がい者福祉担当職員を対象に、専門研修として行いました。

平成28年10月21日 34名

- ・ 補装具の現物説明、操作・装用体験
- ・ 補装具・更生医療事務に関する説明及び質疑応答
- ・ 身体障害者事務に関する意見交換

(10) 市町等に対する専門的な技術的助言・指導等の業務

- ① 特別支援学校が開催する進路懇談会に出席し、学校、市町、地域相談支援センター職員等と検討を2回行いました。
- ② 市町等に対し、障がい福祉に係る各種の情報の提供を行いました。

(11) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

指定自立支援医療機関の指定について、55件の指定を行いました。

また、指定更新20件、医師変更承認3件、その他変更届180件を受理しました。



## 4 地域支援課

### (1) 相談支援事業

県内に設置した障がい者の相談支援センターの利用者数（登録者数）

#### ① 障がい者就業・生活支援事業

項 目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
登録者数	2, 6 9 6 人	3, 0 2 6 人	3, 4 2 0 人	3, 8 8 5 人

#### ② 障がい児等療育相談支援事業

項 目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
登録者数	2, 2 9 0 人	2, 6 1 8 人	2, 8 7 0 人	3, 0 7 2 人

#### ③ 高次脳機能障がい者生活支援事業

(平成 25 年 4 月 1 日付で高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業へ要綱改正)

項 目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用者数 (延数)	7 6 2 人	9 7 0 人	1, 0 5 3 人	1, 0 3 1 人

#### ④ 自閉症・発達障害支援センター運営事業

項 目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用者数	1, 2 1 8 人	1, 5 2 5 人	1, 6 3 3 人	2, 6 1 4 人

#### ⑤ 重症心身障がい児（者）相談支援事業

項 目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
登録者数	3 5 6 人	3 5 6 人	3 9 5 人	3 7 4 人

### (2) 相談支援体制整備・強化及び地域の協議会支援

平成 21 年度中に、すべての市町に地域自立支援協議会が設置されましたが、活動状況は様々で、地域格差がありました。そのため、平成 21 年度にはすべての市町を訪問し、地域自立支援協議会の活動状況を把握するとともに、実際に地域自立支援協議会に参加し、協議会運営等の課題の把握に努めました。

さらに、平成 22 年度から三重県地域自立支援協議会運営強化支援事業を実施し、各圏域にエリアマネージャーを配置し運営の強化を図りました。エリアマネージャー会議の開催により情報の共有と更なる強化等に取り組みました。

平成 24 年度からは、エリアマネージャーを圏域アドバイザーに改称し、相談支援体制強化事業として従来の取組に加え、相談支援体制強化に向けた支援を行って

います。圏域アドバイザーの活動により把握した地域の課題を、県障害者自立支援協議会へ報告・提言しています。

#### 圏域アドバイザー会議開催実績

項目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
回数	4	5	4	5

### (3) 人材育成支援事業

#### ① 障害支援区分認定調査員研修

障害支援区分の認定調査を行う市町職員等を対象として実施しました。

【日 時】 平成 28 年 4 月 20 日実施

【参加者数】 68 名

#### ② 審査会委員研修

障害支援区分の認定を行う市町の審査会委員の研修を行いました。

【日 時】 平成 28 年 4 月 21 日、5 月 19 日、6 月 28 日の 3 回実施

【参加者数】 11 名

#### ③ 相談支援従事者初任者研修

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的として実施しました。

【日 時】 平成 28 年 7 月 14 日～15 日、7 月 27 日～28 日、8 月 2 日～3 日、9 月 15 日～16 日、8 日間

【参加者数】 308 名

#### ④ 相談支援従事者現任者研修

相談支援従事者初任者研修の受講者を対象として、相談支援従事者の資質の向上を図ることを目的として実施しました。

【日 時】 平成 28 年 10 月 5 日～7 日の 3 日間

【参加者数】 124 名

#### ⑤ 相談支援従事者専門コース別研修（スーパーバイズ研修）

三重県自立支援協議会人材育成検討部会の委員を対象に、質の高い人材育成を行える指導者の育成を目的として実施しました。

【日 時】 平成 28 年 6 月 7 日、6 月 30 日の 2 回

【参加者数】 57 名

- ⑥ 相談支援従事者専門コース別研修（障がい児支援）  
 障がい児の地域生活を支援する相談支援専門員等に求められる資質の向上を目的として実施しました。  
**【日 時】** 平成 28 年 9 月 30 日  
**【参加者数】** 114 名
- ⑦ 相談支援従事者専門コース別研修（高次脳機能障がい）  
 高次脳機能障がいのある人の地域生活を支援する相談支援専門員等に求められる資質の向上を目的として実施しました。  
**【日 時】** 平成 29 年 1 月 27 日  
**【参加者数】** 81 名
- ⑧ 相談支援従事者専門コース別研修（地域移行・地域定着）  
 障がいのある人の地域生活を支援する相談支援専門員等に求められる資質の向上を目的として実施しました。  
**【日 時】** 平成 29 年 2 月 23 日  
**【参加者数】** 77 名
- ⑨ サービス管理責任者等研修  
 障害者総合支援法等の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者等の養成を図ることを目的として、実施しました。  
**【日 時】** 平成 28 年 11 月 2 日（共通講義）  
 平成 28 年 11 月 9 日、10 日（介護分野）  
 平成 28 年 11 月 16 日、17 日（地域生活（知的・精神）分野）  
 平成 28 年 11 月 30 日、12 月 1 日（就労分野）  
 平成 28 年 12 月 8 日、9 日（児童発達支援管理責任者研修）
- |               |               |       |
|---------------|---------------|-------|
| <b>【参加者数】</b> | 介護分野          | 65 名  |
|               | 地域生活（知的・精神）分野 | 65 名  |
|               | 就労分野          | 87 名  |
|               | 児童発達支援管理責任者研修 | 60 名  |
|               | 合 計           | 277 名 |
- ⑩ 強度行動障害支援者養成研修  
 自傷や他害行為に代表される著しい行動障害がある人に対して適切に支援が行えるよう、支援者に基礎的な知識と技術に関する情報を提供することを目的として実施しました。  
**【日 時】** 平成 29 年 1 月 25 日、26 日（基礎研修①クール）  
 2 月 1 日、2 日（基礎研修②クール）  
 2 月 15 日、16 日（実践研修）の 6 日間  
**【参加者数】** 477 名

⑪ サービス提供事業者資質向上研修

障害保健福祉圏域において、地域のニーズに応じた研修を地域自立支援協議会が主催して企画実施し、支援者の養成と資質向上及び、地域のネットワーク構築を目的として実施しました。

【日 時】 平成 28 年中に 9 圏域で 17 回開催

【延べ参加者数】 682 名

⑫ 福祉担当職員等基礎研修

市町職員及び障がい福祉施設従事者等の初任者を対象に、「本人中心の支援とは」を共に考え、日頃の支援を振り返る機会とする基礎研修を実施しました。

【日 時】 平成 28 年 5 月 29 日

【参加者数】 176 名

(4) 障害者虐待防止・権利擁護事業

① 三重県障害者権利擁護センター

相談・通報・届出受理件数（平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）

	養護者	施設従事者	使用者	不明	総数
受理件数	2 件	7 件	19 件	-件	28 件

\*市町からの問い合わせ・相談も含む

② 障害者虐待防止・権利擁護研修

障害者虐待の未然防止及び虐待の早期発見と虐待が疑われる事案への迅速な対応ができるよう研修を共通講義と障害者虐待防止センター担当職員等コース、障害者福祉施設従事者コースのコース別に実施しました。

【日 時】 平成 28 年 10 月 25 日(共通講義)

10 月 27 日(障害者虐待防止センター担当職員等コース)

12 月 15 日(障害者福祉施設従事者コース)

【参加者数】 467 名

---

平成 29 年度版

**事 業 概 要**

発 行

平成 29 年 7 月  
三重県障害者相談支援センター  
〒514-0113  
三重県津市一身田大古曾670番地2  
電 話 (059) 236 - 0400

---